

海外経済要録

米州諸国

◇米國、1965年第4四半期および年間国際収支

1965年第4四半期の国際収支は総合収支で384百万ドルの赤字となり、前期(赤字517百万ドル)に比べ若干の改善を示した。前期に続き経常収支の黒字幅が更に縮小(一1.5億ドル)し、また対米債務返済の減少(一2.3億ドル)、米国民間資本流出の増加(0.3億ドル)等の要因があったにもかかわらず、このように収支が若干ながら好転したのは外国人による米国企業発行証券購入の増加(2.7億ドル)や軍事輸送代金前受けの増加(1.6億ドル)が大きく響いたものとみられている。

一方、65年年間でみると、総合収支の赤字は13億ドルにとどまり、前年(赤字28億ドル)に比べ半減した。総合収支がこのように顕著な改善をみたのは民間資本流出が大幅な減少を示し、貿易収支の黒字減少を大きく上回ったためである。すなわち、民間資本流出額は直接投資の

増加(64年23.8億ドル→65年32.7億ドル)にもかかわらず銀行対外投融資の激減を中心に前年の64.6億ドルから35.3億ドルへと約29億ドル減少した。これは、国際収支自主規制策の効果によるところが大きい。このほか国内資金需要が旺盛なため対外投融資活動については消極的にならざるを得なかったという事情も響いていよう。一方貿易収支は、海外諸国の経済成長鈍化や農産物需要の減少に基づく輸出の伸び率鈍化(前年比+4%)および、国内の景気上昇や鉄鋼等の需給ひっ迫に伴う輸入の著増(前年比+15%)を映じて、前年の66.7億ドルから47.9億ドルへと18.8億ドルの悪化を示した。

なお第4四半期のベルンシュタイン方式による総合収支は12.3億ドルの赤字を示現し、前期(2.4億ドルの黒字)とは様変わり的大幅悪化となった。かかる大幅赤字は、ボンドに対する信認回復に伴い、海外民間保有ドルが公的機関にシフトしたこと(ベルンシュタイン方式では赤字になる)が主因である(前期7.4億ドルの黒字→今期6.6億ドルの赤字)。この結果、同方式による65年の年間赤字は13億ドルと前年(赤字13.4億ドル)に比べわずかの減少をみるにとどまった。

米国の国際収支

(季節調整済み、単位・百万ドル、-は赤字)

	1964年	1965年				
		I	II	III	IV(暫定)	
経常収支	8,560	7,080	1,556	2,038	1,819	1,667
貿易収支	6,669	4,793	964	1,320	1,235	1,274
(輸出入)	(25,288)	(26,285)	(5,627)	(6,800)	(6,829)	(7,029)
軍関係収支	-2,062	-2,023	-488	-473	-521	-541
投資収益	4,053	4,436	1,181	1,244	1,100	911
その他のサービス	-100	-126	-101	-53	5	23
送金、年金、政府贈与・資本等	-3,960	-4,145	-939	-1,138	-1,004	-1,064
民間資本収支	-6,237	-3,577	-1,265	-561	-1,016	-735
長期資本	-4,241	-4,423	-1,557	-1,038	-1,104	-724
(うち米國資本)	(-4,351)	(-4,254)	(-1,838)	(-732)	(-872)	(-812)
短期資本	-1,996	846	292	477	88	11
(うち米國資本)	(-2,111)	(728)	(299)	(417)	(53)	(-41)
誤差・記録外取引	-1,161	-659	-10	-81	-316	-252
総合収支	-2,798	-1,301	-658	-258	-517	-384
対外民間流動債務	1,554	129	71	-26	739	-655
総合収支(ベルンシュタイン方式)	-1,342	-1,289	-564	247	244	-1,228
(参考) (季節調整前)						
金準備増減(-)	-125	-1,665	-832	-590	-124	-119
外貨準備増減(-)	220	349	58	56	413	-178
IMFゴールド・トランシュ増減(-)	-266	94	-68	466	-330	26
対外公的機関流動債務増(-)減	-1,073	50	860	107	-253	-664

(注) 従来の政府特別取引は送金、年金、政府贈与・資本等の項目に算入。
資料：米商務省 Survey of Current Business, 1966年3月号。

◇カナダ政府、予算案を提出

ジャープ・カナダ蔵相は、3月29日、1967財政年度(1966年4月1日～1967年3月31日)の政府予算案を議会に提出した。本予算案は歳出84.5億ドル(前年度当初予算比約10%増)、歳入83億ドル(同約13%増)を計上し、赤字1.5億ドル(同50%減)を見込んでおり、前年度予算が個人所得税の10%減税を含む景気刺激型であったのに対し、歳入の増加により赤字幅の縮小を図るなど国内経済の過熱化抑制に重点を置いているものといえよう。歳出面においては、一部の経常支出が増加しているものの、公共事業費の削減を行なうなど歳出規模の膨張抑制に努めており、他方歳入面では諸種の増税措置を講じ、大幅な増収を期している。

本予算の税制変更の概要は次のとおり。

(1) 増税措置

イ. 個人所得税の引上げ

個人所得税の減税幅については、昨年7月「600ドルを最高限度として基本税額の10%」と定めたが、この規定を本年6月1日から「20ドルを最高限度として基本税額の20%」に変更する。これにより、低所得層は減税となるが、中所得層以上については増税。歳入増(平年度)2.1億ドル。

ロ. 特別還付税による企業収益の一部凍結

本年5月1日から明年10月31日までの期間における企業収益(税引き後)に対し、3万ドルをこえる部分の5%を、特別還付税(special refundable tax)として徴収する。これは、明年10月31日以降18ヵ月以内において政府が適当と認めた時期に各企業に還付されるが、その凍結期間中5%の金利が支払われる。歳入増3.8億ドル。

ハ. 減価償却率の引下げ

一部不況地域を除き、今後18ヵ月以内に取得される機械・設備の減価償却率を、3年間にわたり従来の $\frac{1}{2}$ とする。

(2) 減税措置

イ. 機械・設備の取引税廃止

かねてから異論の多かった生産用の機械・設備に対する11%の取引税を、2段階にわけて廃止する(1967年4月1日以降5%へ引き下げ、1968年4月1日以降撤廃)。

ロ. 非居住者に対する利子所得税の適用免除

外国市場におけるカナダ債の消化を促進するため、連邦・地方政府債、連邦・地方政府保証債を保有する非居住者に対し15%の利子所得税の適用を免除する。

欧州諸国

◇英国1964年の国際収支

英国大蔵省がこのほど発表した1965年中の国際収支は、概要次のとおりである。

(1) 経常収支は136百万ポンドの赤字と前年(406百万ポンドの赤字)に比べ大幅の改善を示した。これは、輸出が北米向けを中心に好調(前年比6.9%増)であった反面、工業生産の拡大テンポ鈍化、在庫圧縮、輸入課徴金

の影響等から輸入が停滞(同0.8%増)を続けたため、貿易収支の赤字幅が265百万ポンドと前年(535百万ポンド)のほぼ半分にまで縮小したことによるものである。一方、貿易外収支は前年と同額の129百万ポンドの黒字となった。

(2) 長期資本収支は218百万ポンドの赤字と前年(363百万ポンドの赤字)に比べかなりの改善を示した。このうち、政府の純投資額は81百万ポンド(前年116百万ポンド)に縮小、また民間資本の純流出額も、政府の資本流出規制強化により対外投資が減少した(65年312百万ポンド、64年399百万ポンド)ため、137百万ポンドと前年(247百万ポンド)比かなりの縮小を示した。

(3) この結果、経常収支および長期資本収支の合計では、赤字幅は354百万ポンドと前年(769百万ポンド)比半減。

(4) 一方短期資本は、年初来第3四半期までに137百万ポンドの流出超となったが、第4四半期にはいりポンドの信認回復に伴うリーズ・アンド・ラッグズの反転を主因に急速に流入超に転じ、年間では1百万ポンドの流入超となった。

上記のほか政府は、昨年中IMFから500百万ポンド、スイスから14百万ポンドの借款を受け入れた。海外中央銀行からの援助残高は年初の188百万ポンドから5月のピーク時には392百万ポンドに達したが、5月のIMF借款により全額返済された。その後英蘭銀行は6～

英国国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

	1964年	1965年
経常収支	- 406	- 136
貿易収支	- 535	- 265
輸出	4,471	4,779
輸入	5,006	5,044
貿易外収支	+ 129	+ 129
長期資本収支	- 363	- 218
経常、長期資本収支合計	- 769	- 354
調整項目	+ 22	+ 105
短期資金移動(流入超+)	+ 50	+ 1
中央銀行援助増減(-)	+ 188	- 19
IMFからの引出しおよびスイス借款増減(-)	+ 387	+ 513
金外貨準備増減(+)	+ 122	- 246

8月にかけてFRBスワップを再度引き出したが、第4四半期に返済が進み、年末の引出し残高は169百万ポンドとなっている。なお金外貨準備高は年間246百万ポンドの増加となった。

◇英国、1965年の国民経済計算

英国政府は、このほど次のとおり1965年の国民経済計算を発表した。

(1) 1965年中の国民総生産は、30,811百万ポンドで、実質成長率は2.4%と前年(5.5%)よりかなり鈍化した。これを需要要因別にみると、個人消費は、間接税の引上げと賦払信用規制の強化が響き、自動車など耐久消費財、酒類、たばこの購入が前年を下回ったため、実質1.5%の伸び(前年3.7%増)にとどまった。また政府消費は4.1%増と前年の伸び率(1.8%)を大幅に上回った。一方、固定資本形成は実質3.6%増と前年の伸び率(16.4%増)を大幅に下回ったものの、なおかなりの伸びを示した。このうち製造業の設備投資は、化学部門の大幅増加を中心に実質9.0%増(前年12.6%増)と強調を維持したが、卸小売・運輸・ガス・電力部門の設備投資は、政府の建築規制もあって実質1.5%増(前年14.0%増)に落ち込んでいる。この間住宅建築は、住宅組合の資金繰り悪化による抵当貸付の減少などから実質2.9%増(前年26.6%増)にとどまった。

英国の1965年国民経済計算

(単位・%、実質ベース)

	1963年 前年比	1964年 前年比	1965年		
			前年比	寄与率	実額 (百万ポンド)
個人消費	+ 4.6	+ 3.7	+ 1.5	41.6	22,653
政府消費	+ 1.5	+ 1.8	+ 4.1	25.2	5,913
固定資本(注) 形成	+ 2.4	+ 16.4	+ 3.6	27.8	6,246
うち設備	+ 4.9	+ 10.8	+ 5.0	14.0	2,352
住宅	+ 2.1	+ 26.7	+ 2.9	4.6	1,293
在庫変動	+ 132.9	+ 189.8	- 36.8	- 27.2	370
輸出	+ 4.3	+ 3.0	+ 4.0	33.4	6,449
輸入	+ 3.8	+ 9.0	+ 0.8	- 7.6	6,831
GDP (要素費用)	+ 4.0	+ 5.4	+ 2.5	89.9	30,357
GNP	+ 4.4	+ 5.5	+ 2.4	100.0	30,811

(注) 公共部門を含む。

(2) これを分配面からみると、勤労所得は65年中も増加を続け、増加率(名目)は7.4%(前年7.8%)となったが、企業利潤は前年比名目2.6%増と前年の伸び率(13.9%増)を大幅に下回った。また地代家賃・個人業主所得は前年比名目4.6%増(前年6.1%増)となった。

◇英国、輸出金融制度の拡充

英国輸出信用保証局(EGCD)は、このほど概要下記のような融資保証制度の拡充措置を実施した。

(1) 短期輸出信用にかかるEGCDの融資保証制度の新設

6週間以上2年未満の短期輸出信用につき、EGCDが融資銀行に対しては、てん補率100%の無条件保証を供与する制度(保証料年1%)を新たに設け、市中銀行はこの保証付の融資に公定歩合と同一の金利を適用する。従来、EGCDによる融資保証制度は2年以上の長期輸出信用についてのみ適用されており、2年未満の短期輸出信用については、EGCDが輸出業者に対して供与した輸出保険(てん補率90%)を担保として、市中銀行が公定歩合を $\frac{1}{2}$ ~1%方上回る金利で融資を行ってきた。したがって、輸出業者の負担する金利は今回の措置によりかなり軽減されることとなった。

(2) 長期輸出信用にかかるEGCDの融資保証制度の拡充

2年以上の長期輸出信用にかかるEGCDの融資保証制度については、これまで適用最低限度額(現行25千ポンド)の定めがあったが、今後はこれを撤廃し、金額のいかんを問わず、その適用を認める。

◇英国、小規模マーチャント・バンクの支払停止

ロンドンの小規模マーチャント・バンクである English Transcontinental(注)は、4月3日、預金等いくつかの債務の支払を一時停止する旨発表した。本措置の背景は必ずしも明らかではないが、シテイの一部では、同行の系列下にある1小企業が最近倒産したのに伴い、同行預金者間に取付けのきざしが現われたことを指摘する向きもある。

(注) 1935年設立。65年3月末現在、資本金250千ポンド、預金残高3,074千ポンド、その他債務残高1,135千ポンド。

◇西ドイツ、共産圏貿易を積極化

西ドイツ政府は近年、共産圏との間の貿易制限の漸進

的緩和ないし、貿易量の拡大に努力してきたが、最近再び次のごとき措置を講じ注目を集めた。

(1) 3月17日、西欧シンジケートの中共向け大口プラント輸出のうち西ドイツ分について輸出保険の適用を認めることとした。その要点は次のとおり。

取引金額

総額6億マルク、うち西ドイツ企業のシェアは3.5億マルク。

期間

ベルン・ユニオン規制最高限の5年。

西ドイツ参加企業

Demag (西ドイツの代表的プラント・メーカー、資本金1.1億マルク、年間売上高11.6億マルク—65年末ないし65年中、以下同様—)を中心に以下次の5社。

Siemens & Halske (西ドイツ最大の電機メーカー、資本金7.6億マルク、年間売上高71.8億マルク)

AEG (Siemensに次ぐ西ドイツの代表的電機メーカー、資本金4.6億マルク、年間売上高41億マルク)

Otto Wolff

Schloemann

Lindis Eis

シンジケート参加国

西ドイツのほか、英国、フランス、イタリア、スイス。

輸出プラント

熱間、冷間圧延設備等

(2) 対外経済規則 (Aussenhandelsverordnung) を改正して、対共産圏貿易の手續を簡略化した(4月以降実施)。その要点は次のとおり。

イ. 180日以内の輸出ユーザンス(全輸出80%以上を占める)については当局の許可を不要とする(注)。

(注) 従来は「対外経済規則」第7条により輸出契約のうち全額前受金による場合、不変換L/Cがついている場合、D/Pベースの取引で、金融機関の支払保証がある場合にかぎり許可不要とされていた。

ロ. 最高240マルクまでの小額輸入(主として食料、嗜好品など旅行者の持帰り品が対象となる)については輸入制限を撤廃した。

アジアおよび大洋州諸国

◇東南アジア開発閣僚会議の開催

戦後わが国が主催する初の国際会議として注目されていた「東南アジア開発閣僚会議」は、4月6・7日の両日東京において開催された。

この会議のねらいは、東南アジア各国の経済開発担当閣僚が、その政治的立場をこえて率直な意見の交換を行ない、相互の協力関係を高めることにより経済開発を促進しようとするもので、ラオス、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ、南ベトナム、インドネシア、カンボジアの8ヵ国代表(ただしインドネシアおよびカンボジアはオブザーバーを派遣)が参加した。同会議では、佐藤総理の冒頭演説に引き続き参加各国代表から経済開発の基本方針および経済開発実施上直面している問題に関する意見が表明された後、農林水産業、工業化、運輸通信、医療教育、先進国の経済協力など問題別の討議が行なわれ、その閉会にあたって次の主旨の共同コミュニケが採択された。

(1) 東南アジア諸国の福祉向上のため、相互間に友好的協力関係を維持する。

(2) 経済開発における農業の役割を重視し、農業開発会議開催のための具体的検討を行なう。

(3) 工業化の促進に当たり、各国は実情に即した工業化計画を策定し、投資環境の改善をはかるとともに、わが国としては、低開発国製品のための輸出市場拡大の必要性を認める。

(4) 国民所得の1%まで援助額を拡大し、その重点を東南アジアに指向するという日本の声明を歓迎する。

(5) 本会議の重要性にかんがみ、来年再びマニラにおいて開発閣僚会議を開催する。

◇フィリピンの1967年度予算案

フィリピン政府は、2月8日、1967年度(1966年7月～1967年6月)予算案を議会に提出した。

本予算案は、歳出を歳入の範囲内に押えるため、行政費の縮減、税務機構の強化等による徴税の促進、ならびに公債政策の健全化を基本方針として編成されたもので、そのおもな特徴は次のとおりである。

(1) 新規増税を行なうことなく、国税局・関税局の強化による徴税の促進、中央銀行を通ずる関税徴収の実施お

よび密輸取締まりによる脱税防止などにより歳入増を見込む。

(2) 歳入 2,380百万ペソ(前年度決算見込み比 2.1%増)に対し、一方歳出面では、経済開発費(運輸通信関係が中核)、国防費(密輸取締りが中心)が増加の反面、一般行政費(財務省経費等)、公債費の削減により、歳出を 2,333百万ペソ(前年度決算見込み比 4.0%増)にとどめ、差引き 47百万ペソの黒字を計上。

(3) 公債の消化先をこれまでのように中央銀行にのみ依存することをやめ、できる限り市中消化をはかることとし、これによって調達した財源を生産的事業に優先的に使用する。

なお、これと同時にマルコス新政権は、前政権立案の社会経済開発 5 年計画(1963年度～1967年度)を廃止し、新たに農業、運輸通信、教育に重点を置いた現実的な新 4 年計画(1967年度～1970年度)を作成し、この承認方を議会に求めている。

1967 年度 予 算 案

(単位・百万ペソ)

		1967年度 予 算	1966年度 決 算 見 込 み	前年度比 増 減 (Δ) %
歳 入	(一 般 財 源)	2,233	2,039	9.5
	税 収	1,945	1,779	9.3
	うち、消 費 税	496	393	26.2
	免 許・事 業 税	607	549	10.6
	所 得 税	610	563	8.3
	関 税	410	416	Δ 1.5
	官 公 事 業 収 入	269	242	11.2
	そ の 他	19	17	11.8
	(臨 時 財 源)	147	293	Δ 49.8
	公 債 発 行	106	86	23.3
そ の 他	41	207	Δ 80.2	
	合 計	2,380	2,332	2.1
歳 出	経 済 開 発 費	696	615	13.2
	社 会 開 発 費	893	848	5.3
	国 防 費	374	311	20.3
	一 般 行 政 費	268	313	Δ 14.4
	公 債 費	102	156	Δ 34.6
	合 計	2,333	2,243	4.0
	差 引 余 剰	47	89	Δ 47.2

ねてより企業資金調達の順便化策が検討されていたが、2月21日、パキスタン投資公社法(Investment Corporation of Pakistan Ordinance)が制定され、これに基づき近くパキスタン投資公社が設立されることとなった。同社の概要は次のとおり。

- (1) 資本金……授権資本 2 億ルピー、当初 50 百万ルピーの払込資本金(政府、金融機関、その他政府が認めたものからの出資)で発足。なお、同社は資金調達のため、公社債の発行、商業銀行その他金融機関から借入を行なうことができる。
- (2) 業 務……国内企業の株式、社債などの消化を促進するため、これらに対する応募、引受け、売買を行なうとともに、当該企業に対し投資一般に関する情報を提供するほか、民間貯蓄資金の受入れ(投資家預金勘定を開設)業務も行なう。
- (3) 役員……政府は出資先の政府、金融機関等から、役員 11 名を任命。

◇韓国、通貨安定証券の発行

韓国銀行は、3月11日、次のとおり通貨安定証券の発行を決定、同16日から4月14日までの間に当初予定の30億ウォン全額を発行した。

- (1)発行限度額(残高基準) 30億ウォン
- (2)償還期限 91日
- (3)最高発行割引率(注) 年 5 %
- (4)最低買戻割引率 年 5 %
- (5)発行方式 随時売出し
- (6)売買操作対象 金融機関(おもに商業銀行)
- (7)売出し期間 本年 3 月～12 月末

(注) 発行に際しては、額面 100 ウォンにつき 98.77 ウォンの割引発行によった。したがって実質金利は年 4.934%。

今回の措置がとられるに至ったのは次の事情によるものである。すなわち、同行では、昨秋金利現実化措置を実施して以来金融調節手段として、公定歩合ならびに支払準備率の操作を行なってきたが、その後市中の流動性が予想外に増大し、上記 2 手段のみでは十分な調節効果を期待できなくなったので、これを補完するため、安定証券を随時売買操作することにより過剰流動性の弾力的調節を図ることとなったものである。なお、同証券の利回りが市中金利水準(商手割引率年 24%)に比しきわめて低いため、実際の発行にあたっては、各行の要支払準備

◇パキスタン投資公社設置法の制定

パキスタンでは、国内企業の育成強化を図るため、か

増加額および貸出増加額を基準として、商業銀行5行のみに対し全額割当てを行なった。

ちなみに、安定証券の発行は1961年11月(3.4億ウォン、年利8%)について、2度目のものである。

◇韓国、IMF借款協定の延長

韓国政府に対するIMF借款(スタンドバイ・クレジット)協定の満期に伴い、このほど借款限度を増額した新協定が成立、3月22日から発効した。その概要は次のとおり。

- (1) 借款限度額 12百万ドル(旧協定9.3百万ドル)
- (2) 有効期間 1966年3月22日～67年3月21日
- (3) 借款の条件

イ、通貨増発規制のため、韓国銀行の信用供与額に対し次の限度を設け、限度超過期間中は借款の実行を認めないこと。

(単位・億ウォン)

	限度額		(1966年 末実績)
	1966年末	1967年 2月末	
純国内資産額	357	347	(262)
対政府与信額	524	469	(469)
農協に対する肥料貸出額	123		(123)

ロ、複数為替相場制を採用しないこと。

これは、同国が昨年3月、単一変動為替相場制を実施するに当たりIMFとの間で結んだ9.3百万ドルに上るスタンドバイ・クレジット協定が、1年の期間を満了したのに伴い、借款限度を増額して更新したもので、更新にあたっては、前回(国内総与信限度を本年2月末現在855億ウォンとしていた)同様、韓国銀行の信用供与に対し上記のような、きびしい制約が課せられた。

◇豪州、完成乗用車輸入関税の引上げ

豪州政府は、このほど完成乗用車の輸入関税を7月1日以降10%方引き上げることを選定した。すなわち、本年7月以降輸入相手国別に毎月末、過去24ヵ月間の完成乗用車輸入台数を算定し、その輸入台数が同期間中の新規登録台数の7.5%をこえる国に対しては、一般関税を現行の35%から45%に、また英連邦特惠関税を25%から35%にそれぞれ10%方引き上げる(関税引上げ後、輸入台数が前記7.5%を下回った場合、再引下げは行なわれ

ない)とともに、その適用車種としては完成乗用車のほか、ステーション・ワゴン型も含めることとなっている。

今回の措置は、同国の自動車国産化促進計画(註)に伴う国産車の量産化を保護する目的からとられたものである。なお、わが国自動車工業の豪州市場向け進出は最近とくにめざましく、同国におけるわが国乗用車輸入台数の新規登録台数に占めるシェアは、昨年の12ヵ月間においてすでに7%をこえるとみられることから、わが国業界では、今回の輸入関税の引上げが今後の豪州向け乗用車輸出の拡大に少なからぬ影響を与えるものと懸念している。

(註) 豪州の自動車国産化促進計画によれば、量産化されている車種について、1969年までに国産部品の使用比率を95%に引き上げようとしており、同国の5大自動車メーカーはこの目標達成までの間、部品輸入につき関税の減免措置をうけている。

共産圏諸国

◇日ソ経済合同委員会の初会合

わが国経済界代表(足立日本商工会議所会頭以下35名)と、ソ連の経済関係者代表(ネステロフ全ソ国営商業会議所会頭以下28名)との第1回経済合同委員会は、3月14日から東京で開催され、最終日の23日共同声明が発表された。こうした共産圏諸国を対象とする合同会議は、わが国経済界にとって初めてのものであるが、最近の日ソ友好関係の進展を背景として、親善関係の促進のみならず、今後の日ソ経済協力の方向と問題点を明確にした点でかなりの成果があったものといえよう。

同委員会の席上、ソ連側が明らかにした諸点は大要次のとおり。

(1) 同国の経済発展新5ヵ年計画の基礎資料によれば、5年後には、シベリア、極東地域で、同国全生産量のうち石炭45%、天然ガス35%、電力28%などを生産する予定。

(2) この開発について、日本は開発に必要な機械・設備、資材、技術等を輸出、その代価をソ連はその開発した生産物で支払う、いわゆるPS方式(production sharing、生産物分与方式)を希望。

(3) 開発の具体的計画として、まず西シベリア・チューメニ地区の石油開発につき、その輸送管を日本から輸入、決済は同地区で開発された石油で20年間に分割

弁済。

(4) 東シベリア、極東地域の木材開発については、ソ連材を日本が輸入すれば、ソ連も日本からパルプ・プラントなど関連設備を輸入。

(5) 同地域港湾(ウラジオストック、ナホトカ等)の設備の拡充整備については、荷揚げ機械、倉庫、曳き船、その他専用船などを日本から輸入。

(6) また、ソ連は同国の航空機、ブルトザー、トラクター、医療機械、農業機械などの日本に対する輸出を希望、このためその輸出については延払い方式を考慮している旨言明。

一方、これらソ連側の提案に対するわが国の態度は、大略次のとおり。

(1) わが国経済界として、基本的には、シベリア、極東地域開発に対し協力する意向。

(2) わが国の輸出に対する代金決済を全額 P S 方式とすることについては、ソ連が低開発国とは認められないので問題であり、かつ、開発生産物の産出が計画通り遂行されない場合の保証いかんの問題もある。また延払い期間も、ソ連側のいう20年はあまりに長期である。

(3) 具体的な開発計画について西シベリアの油田開発は、膨大(輸送管約 7,000 杆)かつ長期の計画で、上記理由からしても当面具体的検討の対象にはなりにくい。

(4) 日本側がとくに要望した開発計画としては、北樺太、オハ地区の天然ガス開発(日本からの設備資材輸出予定額約 2 億ドル)と、東シベリア・チタ州(ウドカン)の銅資源開発であり、この 2 開発計画が共同声明に織り込まれた。

(5) 同時に、これら具体的な開発計画を促進するためわが国の技術者、専門家からなる代表団を派遣する。

(6) さらに同委員会の席上、わが国から両国貿易上の具体的な阻害要因として、ソ連側の公団別あるいは年度ごとの収支均衡方針、抱合せ輸出の強要、日本の駐在員に対する不当な待遇などの諸点を指摘し、その善処方を要望した。

◇日ソ漁業交渉の妥結

本年の北洋漁獲割当量を決定する第10回日ソ漁業交渉は、3月1日からモスクワで行なわれていたが、さる4月12日に43日ぶりによりやく妥結、同14日正式に調印した。その内容をみると、別表のとおりかへの割当量は日本が24万箱(1箱は半ポンド缶48個入り)、ソ連が42万箱で、また、さけ・ますは日本が計96千トンではかに許容量として5.8千トンが割り当てられソ連は計50千トンと定められた。これは不漁年であった一昨年の日本側の割当量かに25.2万箱、さけ・ます110千トンを更に5%および13%方下回り、日ソ漁業条約締結当初に比してほぼ半減した。

このように本年度の漁獲割当量が引き下げられたのは、ソ連が、①最近米国、カナダ、ソ連などで見解が一致している「かへの大陸棚資源説」を根拠に、資源の安定しているカムチャッカ西岸におけるかに漁の独占を図ろうとし、また、②条約締結当初来のます資源の減少傾向を背景として、ソ連側の対日さけ・ます割当量削減案(85千トンを要求)に加えて、大幅な減船要求、漁期の短縮、休漁区の新設など全面的な重複規制を提案(減船要求は拒否、漁期の短縮および期限付き休漁区域の設定については部分的に譲歩)してきたためである。